

2025年12月14日（日）

長良・岩野田九条の会設立19周年企画《トークイン》
於 北部コミュニティセンター1階 防災会議室

『高市政権』をどう考えるか —憲法九条：平和主義の立場から—

三宅 裕一郎（日本福祉大学）

1. 「台湾有事」=存立危機事態か？

「その台湾に対して武力攻撃が発生する、海上封鎖というのも、戦艦で行い、そしてまた他の手段も合わせて対応した場合には、武力行使が生じ得る話でございます。

例えば、その海上封鎖を解くために米軍が来援をする、それを防ぐために何らかのほかの武力行使が行われる、こういった事態も想定されることでございますので、そのときに生じた事態、いかなる事態が生じたかということの情報を総合的に判断しなければならないと思っております。

…例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます」

（2025年11月7日の衆院予算委員会における高市首相の答弁）

・そもそも「存立危機事態」とは？

→「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」
(事態対処法2条4号) =集団的自衛権の行使へ

→つまり台湾は、法律上の「我が国と密接な関係にある他国」には該当しない！

・高市首相の「台湾有事」の認識

→確かに高市答弁における「米軍が来援する」との箇所からは、中国軍と交戦する米軍を自衛隊が防護し協同して反撃するという意味で、これが存立危機事態に該当する可能性はあるものの…。

→しかしながら、一方で高市答弁は、「こういった事態も」としてこれを1つのケースとみなしており、少なくともここからは、存立危機事態としての「台湾有事」がどのような事態であるかは依然として判然とせず。

→（中国による台湾の海上封鎖が発生した場合の事態認定について問われ）「存立危機事態になるかもしれない」「とにかく日本の生存に関わる。シーレーン（海上交通路）も使えなくなり、

場合によっては東京と熱海の間くらいに中国の戦艦だとか、軍用機が展開するような事態になる。そのくらいの危機感を持ってとらえている」（2024 年自民党総裁選候補者への質問に対するフジテレビ番組内の発言（9月 15 日）。

・岡田克也の質問が悪かったのか？

→注意しなければならないのは、岡田議員は「存立危機事態」という概念について、それをどのように限定づけるかという文脈で質問していたということ！

→「（存立危機事態の認定判断について）いろいろな要素を勘案して考えなきゃいけないという総理の答弁では、規範としての、条文としての意味がないんじゃないかなと思うんですよ。もっと明確でなければ、結局どれだけのこともできてしまうということになりかねないと思うんですね」。

→「武力の行使をするということについて、私は、余りにも大きな裁量の余地を政府に与えている、今おっしゃった基準というのは、国会でも答弁されていますが、どうにでも読めるような、そういう基準だと思うんですね」。

・存立危機事態認定の先には、なにが待ち受けているか？

→「そうなれば、日本の国土も現在のウクライナのようにミサイルやドローンによる攻撃を受け、国民の生命・財産が深刻な脅威にさらされる可能性が高い。／高市首相の答弁に対する中国の反応ばかりがフォーカスされているが、何よりも『私たち（日本国民）自身の問題』として捉える必要がある」（布施祐仁「高市首相『台湾有事』発言一本本当に考えなければならないこと」『世界』2026 年 1 月号 15 頁）。

・台湾の地位をどうみるか？

2. 非核三原則の見直し

「唯一、『国家安全保障戦略』の閣議決定直前に私が抵抗していたのは、『非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない』という箇所でした。続く『拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり続ける』との記載と矛盾すると考えたからです」（高市早苗編『国力研究－日本列島を、強く豊かに。』（産経新聞出版、2024 年）18 頁）

「…『持ち込ませず』については、有事の際に核を搭載した米艦船が日本の港に寄れず、領海も通れないとなれば、米国の『核の傘』の実効性はなくなってしまいます」（櫻井よしこ×高市早苗「中国の脅威から国家国民を守るために」『正論』2022 年 5 月号（「強い国家を目指して 高市早苗の戦い」『正論』2025 年 12 月号増刊所収 66 頁））

・非核三原則とは？

→ 1967 年、佐藤栄作首相が国会で初めて表明。「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」。

→沖縄返還直前の 1971 年 11 月、「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである」との衆院決議

(全会一致)。

→核拡散防止条約批准にあたっての 1976 年 4 月、「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まざとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること」などを内容とする衆院外務委決議 (全会一致)。

・法的義務としての「持たず」「作らず」

→「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」

(原子力基本法 2 条 1 項)

→「締約国である各非核兵器国」が、核兵器等の受領、製造、取得、そして援助を求めまたは受けことを禁止 (核拡散防止条約 2 条)

・「核密約」の存在—「持ち込ませず」の陥穀 (かんせい)

→ 1960 年 1 月改定の日米安全保障条約に附属する「岸・ハーター交換公文」では、在日米軍の配置や重要な装備変更がある場合に日米間で「事前協議」を行うことが盛り込まれるも…。

→同時に、日米両政府は、核兵器を搭載した米艦船や航空機の日本における寄港及び通過は「事前協議」の対象外とするとの「核密約」を交わし、これにより日本への核の持ち込みは少なくとも 1980 年代まで常態化することに。

・非核三原則の現在地

→ 2022 年国家安全保障戦略でも「堅持する」との立場が維持されているが、高市首相は今後も堅持するかを問われ「申し上げる段階ではない」と (2025 年 11 月 11 日の衆院予算委員会) (他方、安保関連三文書の見直しに伴い「明示的に非核三原則の見直しを指示したという事実はございません」とも (同年 11 月 26 日の国家基本政策委員会合同審査会))。

→もっとも民主党政権時代に岡田外相 (当時) は、次のように答弁しており、これは高市政権においても「引き継いでいく」とされている (同年 11 月 12 日の木原稔官房長官の記者会見)。

→「緊急事態ということが発生して、しかし、核の一時的寄港ということを認めないと日本の安全が守れないというような事態がもし発生したとすれば、それはそのときの政権が政権の命運をかけて決断をし、国民の皆さんに説明する」 (2010 年 3 月 17 日の衆院外務委員会)。

・非核三原則の見直しは、なにをもたらすか?

→日本の核保有に向けた展開路に? (合わせて、原子力基本法の改定と核拡散防止条約からの脱退)

→「核兵器であっても仮に右の限度の範囲内 (自衛のための必要最小限度の範囲一注) にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有が許されることになるというのが法解釈論としての当然の論理的帰結」 (1978 年 4 月 3 日の参院予算委員会における真田秀夫内閣法制局長官の答弁)。

→「しかし、安全保障上は、核保有によってむしろ日本が軍事攻撃の対象となるリスクが高まる指摘しなければならない。…さらに、こちらが核保有する手前の段階で、相手が武力攻撃によって核開発を阻止しようとする可能性もある。米国やイスラエルによるイラン攻撃は、

まさにそのような事例である」（川崎哲・浅野英男「揺らぐ『国是』—非核三原則はどこへ向かうか」『地平』2026年1月号112頁）。

3. 憲法9条改正について

「私は、政府の最大の責務は、『国民』『領土』『主権（独立統治）』を守り抜くことだと考えている。残念ながら現行憲法は、日本政府が主権国家として当然に果たすべき役割について、その正当性を担保する機能を果たしていない」（高市早苗「日本国憲法九条改正私案」『諸君！』2005年6月号）

「技術革新に伴い、今後の戦争の態様は大きく変化すると考えています。自衛の手段としての敵基地先制攻撃についても同様です。先に相手国の基地を実質的に無力化した国が勝利すると思います」（高市早苗「日本を安全で力強い国にする」『正論』2021年10月号（「強い国家を目指して 高市早苗の戦い」『正論』2025年12月号増刊所収40頁））

・藤原規眞衆院議員の資料をもとに

・小林節・慶應義塾大学教授からの諫言（2006年5月18日の衆院日本国憲法に関する調査特別委員会）

→「恐らく先生は、憲法というのは国家の権力を制限する、国民の権利を反対に守るための制限規範的なとらえ方を主に持ってくるべきだというお考えなんだろうと思います。／私自身は、昨今、やはり国民の命を確実に国が守るとか、それから領土の保全、独立統治というものを確保するために、国家に新たな役割を担ってもらう授権規範的な要素も幾らかは必要だと思います」（高市）

→「それは、今高市先生のお考えは根本的に誤解があると私は思うんですね。制限規範と授権規範という言葉を使い間違えていると思うんです。／つまり、憲法はもともと制限規範プラス授権規範であります、…憲法の中に授権規範という側面があるなんということは当たり前のことで、要は、そこを強調することによって国民の権利制限規範に転化するという議論に私はこだわっているんです」（小林）

◎議論すべきいくつかの論点

「台湾有事」=存立危機事態発言によって冷え込む日中関係からの脱却を、どう構築すべきか？

核兵器保有に伴うリスクとリアリティを、どう発信していくべきか？

若年層に支持率の高い高市政権の反立憲的性質（私たちの権利を制限し、国家の権限を拡大する）を、どう強調していくべきか？